

# 大規模小売店舗立地法 書類作成にあたっての留意事項

## 目 次

1	はじめに	.....	1
2	大規模小売店舗 出店概要書（様式1）	.....	2
3	説明書及び事前説明書の作成時の留意事項	.....	3
4	交通・騒音・光害対策の評価資料について	.....	13
5	図面の作成方法（別表2）	.....	15
6	図面の色彩について（別表3）	.....	18
7	大規模小売店舗の施設の配置に関する基本的事項の記載方法について	.....	19
8	駐車場チェックシート	.....	21

令和4年12月  
横浜市経済局商業振興課

## 1 はじめに

- (1) 本書は、大規模小売店舗立地法に基づく新設の手続き（法第5条第1項届出）を進めるにあたり、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づく書類作成上の留意点をまとめたものです。変更その他の手続き（第6条第2項届出、附則第5条第1項届出等）において必要となる書類においても、本書を参考に作成してください。
- (2) 出店概要書は、様式1に必要事項を記載し、図面を添付してください。
- (3) 説明書及び事前説明書は留意事項と作成見本をもとに作成し、本市及び関係機関との協議の結果を十分反映するよう努めてください。
- (4) 図面の作成は、別表2及び別表3に従ってください。なお色彩については、見やすさを優先し、必要に応じて明度等の補正を行ってください。
- (5) 説明書の構成は、原則、事前説明書と同じ構成とし、不要な変更を加えないでください。（本市及び関係機関との協議結果に基づく場合を除く）
- (6) 斜字は、指針のほか市が策定した計画や施策等に基づき、設置者に取り組んでいただきたい事項です。関係機関及び関係課との協議の結果を踏まえて、記載をお願いいたします。なお、取組をしない（できない）場合は、「生活環境への影響は無いこと」や「代替の取組」などの説明を記載してください。
- (7) 交通・騒音・光害対策については、予測手法、現地での調査方法と調査結果、予測の結果等を取りまとめた資料を説明書及び事前説明書の後ろに添付してください。詳しくは、「4 交通・騒音・光害対策の評価資料について」をご覧ください。

届出の4か月前、又は建築確認申請の3か月前の  
いずれか早い時期までに提出

2 大規模小売店舗立地法 出店概要書（様式1）

令和 年 月 日提出

大規模小売店舗 出店概要書

大規模小売店舗の概要	店舗名称											
	届出手段	<input type="checkbox"/> 新設（法5条） <input type="checkbox"/> 変更（法6条2項） <input type="checkbox"/> 変更（法附則5条）										
		届出予定	令和	年	月	日	新設/変更予定	令和	年	月	日	
	設置者	氏名・名称・代表者										
		住所										
	計画地					用途地域						
	建築概要	延床面積					m <sup>2</sup>	建物規模	地上 階・地下 階			
		建築確認申請	令和	年	月	日	建築着工	令和	年	月	日	
	小売業者											
	販売品目											
	店舗面積											
		m <sup>2</sup> (小数点以下四捨五入)										
	併設施設	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（種類： /床面積： m <sup>2</sup> ）										
	営業時間	開店時刻	時 分									
		閉店時刻	時 分									
駐車場	届出台数	台				総収容台数	台					
	利用時間	時 分から 時 分まで				入 <input type="checkbox"/>	箇所					
						出 <input type="checkbox"/>	箇所					
駐輪場	届出台数	台				総収容台数	台					
荷さばき	施設面積	(小数点第2位まで記載)				m <sup>2</sup>	時間帯	時 分から 時 分まで				
廃棄物等保管施設容量												
	m <sup>3</sup> (小数点第2位まで記載)											
協議状況	所轄警察署との協議状況	<input type="checkbox"/> 協議済み <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/> 協議予定 <input type="checkbox"/> その他（ ）										
	県警本部との協議の必要性	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 確認中										
連絡先	会社名・部署											
	担当者											
	電話											
注意事項	<p>(1) 図面（①広域見取図 ②周辺見取図 ③建物配置図 ④案内経路図）を添付してください。</p> <p>(2) 出店概要書は新設の場合2部、変更の場合1部（県警本部協議が必要な場合2部）提出してください。</p> <p>(3) 各図面の記載内容については、手引き「説明書等添付図面について」を参照してください。</p> <p>(4) 変更計画の場合、変更箇所については、〈変更前〉〈変更後〉がわかるように記載してください。 （例）開店時刻〈変更前〉午前10時〈変更後〉午前9時</p> <p>(5) 早期情報提供を円滑に進めるため、上記の一部（店舗名称、新設/変更予定年月日、計画地、小売業者名）は、本市から地域へ情報提供する場合がありますので、ご注意ください。</p>											
横浜市記入欄	早期情報提供： <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当											

### 3 説明書及び事前説明書の作成時の留意事項

0 表紙	
記載項目	記載上の留意事項
(1) 表題	「大規模小売店舗出店計画説明書」又は「大規模小売店舗出店計画（事前）説明書」と明記してください。
(2) 届出種別	該当する届出種別（法5条1項・法6条2項・法附則5条1項）を明記してください。
(3) 提出年月日	和暦で明記してください。
(4) 大規模小売店舗の名称・所在地	所在地は、「横浜市」から始めてください。
(5) 大規模小売店舗設置者の名称・所在地	名称が法人の場合は、法人名及び役職、代表者名を明記してください。所在地は都道府県名から始めてください。
(6) 本説明書等に関する問い合わせ先	住所、電話番号、eメールアドレスを明記してください。

1 大規模小売店舗計画の概要	
記載項目	記載上の留意事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 [法第5条第1項第1号]	所在地は、「横浜市」から始めてください。
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名 又は名称及び住所 [法第5条第1項 第2号]	(1) 名称が法人の場合は、法人名及び役職、代表者名を明記してください。 (2) 所在地は都道府県名から始めてください。
(3) 小売業者の氏名又は名称及び住所 [法第5条第1項第2号]	(1) 法人の場合は法人名及び代表者名を記載してください。 (2) 全ての小売業者について記載してください。なお、説明書作成時点で未定の分については、業態等を記載してください。
(4) 主として販売する物品の種類 [施行 規則第4条第1項第2号]	全ての小売業者について（小売業者別）記載してください。なお、説明書作成時点で未定の分については、予定している物品の種類を記載してください。
(5) 大規模小売店舗を新設（変更）する 日[法第5条第1項第3号]	新設又は8カ月制限の係る変更は、届出日より8カ月経過した日を記載してください。
(6) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 [法第5条第1項第4号]	単位は平方メートルとし、店舗面積の合計を小数点以下四捨五入した値を記載してください。
(7) 開店時刻及び閉店時刻[施行規則第 3条第2項第1号]	(1) 小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、別々に記載してください。 (2) 24時間営業の場合は、24時間と記載してください。 (3) 閉店が午前0時より遅くなる場合は、「翌〇〇時」と記載してください。
(8) 変更届出の内容【法第6条第2項、 附則法5条第1項の届出のみ】	変更前と変更後の両方を記載してください。
(9) 大規模小売店舗立地法に伴う「今ま での手続き経緯」【法第6条第2項の 届出のみ】	届出種別（法第5条第1項、法第6条第1項、法第6条第2項、附則法5条第1項）毎に最新の届出を記載してください。

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する基本的事項	
記載項目	記載上の留意事項
(1) 地域地区・都市施設・地区計画等	P19「7 大規模小売店舗の施設の配置に関する基本的事項の記載方法について」に従い、記載項目とその内容について「横浜市行政地図情報提供システムiマッピー」で確認し、必要事項を記載してください。
(2) 現在の土地利用状況	店舗敷地及び4方面の隣接地について建物用途、居住者や公共施設の有無等について記載してください。更地の場合は、更地になる前の利用状況についても記載してください。
(3) 敷地面積 (4) 建築面積	(1) 単位は平方メートルとし、小数点以下を四捨五入してください。 (2) 建築確認申請を伴う場合は、建築確認申請の面積と合わせてください。
(5) 建物構造及び規模	構造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造など）と階数（地下〇階、地上〇階、塔屋〇階等）を建物ごとに記載してください。
(6) 延べ床面積及び各階別床面積・用途	(1) 小売店舗以外も含め、建物の用途別、階毎に面積を記載してください。 (2) 単位は平方メートルとし、小数点以下を四捨五入してください。 (3) 建築確認申請を伴う場合は、建築確認申請の面積と合わせてください。
(7) 建築確認及び工事完了予定日	(1) 建築確認の申請日及び都市計画法第58条の2の規定に基づく届出日を記載してください。 (2) 変更計画の場合、その変更に係る部分の工事について記載してください。
(8) 図面 ・広域見取図[施行規則第4条第1項第3号] ・周辺見取図[施行規則第4条第1項第3号] ・建物配置図[施行規則第4条第1項第3号] ・各階平面図[施行規則第4条第1項第3号] ・立面図	(1) 「図面〇 〇〇〇図」と記載してください。 (2) 変更届の場合は、変更前と変更後の図面を添付してください。なお変更がない図面は、「図面 〇年〇月〇日法第〇条第〇項届出書図面〇〇〇図のとおり」と記載することで添付を省略することができます。

### 3 駐車場の設置・運営計画

- (1) 設置者としての、駐車場の設置・運営計画の策定に係る基本姿勢
- ・歩行者の安全を第一に考え、施設計画及び運営計画をします。
  - ・予測される駐車需要に対して、必要な駐車台数を確保します。
  - ・複数の駐車場を設ける場合、周辺の交通環境に著しい影響を与えないよう駐車場の運営計画、来客車両の誘導を行います。
  - ・駐車場内では十分な車路を確保し、歩行者の安全を確保します。
  - ・見通しのよい駐車場配置と一時停止などの路面表示により、場内における歩行者の安全を確保します。
  - ・排気ガスの発生を抑制するため、場内でのアイドリング及び空ぶかしへの注意を促す看板を設置します。
  - ・入庫待ち車両による道路渋滞が発生しないよう、駐車場の用に供する部分（駐車マス）に至るまでに十分な車路を敷地内に確保します。
  - ・車いす使用者用駐車施設は、店舗建物に近接して配置しています。また、どの入口から入庫しても、車いす使用者用駐車施設が利用できるよう工夫します。

記載項目	記載上の留意事項
(2) 駐車場の収容台数[施行規則第3条第1項第1号]（総収容台数）	
(3) 必要駐車台数の算出根拠[施行規則第4条第1項第4号]	<p>次の4つの手法を記載してください。</p> <p>ア 横浜市大規模小売店舗立地法運用基準からの算出</p> <p>イ 大規模小売店舗立地法指針からの算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針に示されている各原単位の数値を記載し、算出してください。</li> </ul> <p>ウ 類似既存店舗における実績からの算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似既存店舗の概要（所在地、駐車台数、店舗面積、延べ床面積、敷地面積等）及び当該届出店舗との類似性（根拠）</li> <li>・日来店客数（平日・休日）</li> <li>・1時間単位の来店客車両数（平日・休日）</li> <li>・自動車分担率</li> <li>・平均乗車人員</li> <li>・駐車場平均駐車時間、駐車場回転率</li> </ul> <p>エ 横浜市駐車場条例による計算例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営計画に基づき、予測される台数の算出結果を記載してください。</li> </ul>
(4) 従業員の通勤用車両及び業務用車両など、来店客以外の車両のための駐車場の収容台数及びその根拠	
(5) 他店舗分・他施設分の駐車場の収容台数及びその根拠	<p>次の4つの手法のいずれかを記載してください。</p> <p>ア 大規模小売店舗立地法指針からの算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針に示されている各原単位の数値を記載し、算出してください。</li> </ul> <p>イ 類似既存店舗における実績からの算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似既存店舗の概要（駐車台数、店舗面積、延べ床面積、敷地面積等）及び当該届出店舗との類似性（根拠）</li> <li>・日来店客数（平日・休日）</li> <li>・1時間単位の来店客車両数（平日・休日）</li> <li>・自動車分担率</li> <li>・平均乗車人員</li> <li>・駐車場平均駐車時間、駐車場回転率</li> <li>・類似既存店舗に係る周辺見取図及び建物配置図を添付してください。</li> </ul> <p>ウ 横浜市駐車場条例による計算</p> <p>エ その他適切な方法</p>

(6) 駐車場の用に供する部分の面積	(1) 「駐車マス面積+車路等の面積」及び「駐車マス面積」を記載してください。 (2) 1台当たりのマスの寸法は、幅2.3m以上、奥行き5m以上の大きさを確保してください。一部のマスが、これに満たない場合は、データ等を用いて駐車台数が充足する説明を記載してください。
(7) 駐車場の所有・管理形態	自社所有管理、デベロッパー管理、賃貸等の所有・管理形態を記載してください。
(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯[施行規則第3条第2項第2号]	(1) 駐車場が複数あり、各々で利用できる時間帯が異なる場合は、それぞれの時間帯を記載してください。 (2) 開店時刻の30分前から閉店時刻より30分後の時間としてください。 (3) 午後11時以降に利用制限を行うときは、午後10時から午後10時30分までに入庫制限を開始してください。
(9) 駐車場の自動車の出入口の数[施行規則第3条第2項第3号]	
(10) 駐車場の出入口の形式[施行規則第4条第1号第5号]	次の事項を記載してください。 ア 駐車場の形式（平面自走式、立体自走式、立体機械式等） イ 発券ブース及び精算ブースの数、位置及び形式（有人・無人・ゲートの有無等） ウ 駐車待ちスペースの長さ（各出入口について、「指針の算出式による長さ」及び「実際に確保する長さ」について記載してください。） エ 1時間あたりの入庫、出庫処理能力及びその根拠、並びにピーク1時間に予想される来客者の自動車台数及びその根拠（機械式駐車場等メーカーから機械の性能が示されている場合、その数値も記載してください。） オ 駐車場の料金形態（有料又は無料の区分）、有料の場合料金サービスの有無
(11) 駐車場配置図[施行規則第3条第1項第1号]	「図面〇 〇〇〇図」と記載してください。

4 開店後の交通状況の予測[施行規則第4条第1項第5号]	
記載項目	記載上の留意事項
(1) 現在の交通状況	(1) 来退店経路上の交差点における交通量調査（平日・休日）を行い、交差点需要率を記載してください。 (2) 調査箇所の選定にあたっては、事前に関係機関及び関係課と協議してください。
(2) 来店客車両の予測	日及びピーク時の来店車両台数を記載してください。
(3) 小売店舗以外の施設利用者車両の予測	日及びピーク時の来場車両台数を記載してください。
(4) 開店後の交通量予測[施行規則第4条第1項第5号]	(1) 現況交通量に来店来場車両数を加算することにより開店後の交通量を予測し、交差点需要率の推定をしてください。 (2) 信号のない交差点においては、西ドイツ式等で予測評価してください。

5 駐輪場及び自動二輪車等駐車場の設置・運営計画	
<p>(1) 設置者としての、駐輪場及び自動二輪車等駐車場の設置・運営計画の策定に係る基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の運営にあたっては、関係機関との連携を図りながら、店舗周辺の住民・通行者等の利便性、安全性の確保を最優先に行います。</li> <li>・駐輪場の整理を心掛け、常に来客が駐輪し易いように配慮します。</li> <li>・駐輪場と自動二輪車等の駐車区画間にポール等で物理的に分離を施します。</li> <li>・歩行者、自転車との交錯を極力避けた配置とするとともに、注意看板を設置します。</li> </ul>	
記載項目	記載上の留意事項
(2) 駐輪場の収容台数[施行規則第3条第1項第2号]	自転車と原動機付自転車の収容台数を記載してください。なお、シェアサイクルポートを設置する場合は、「8(4)その他交通対策に係る配慮事項」にサイクルポートの構造等(ラック数・面積・利用可能時間帯等)を記載してください。
(3) 必要駐輪台数の算出根拠	<p>(1) 次の手法を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 横浜市大規模小売店舗立地法運用基準からの算出</li> <li>イ 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例からの算出</li> <li>ウ 類似既存店舗における実績からの算出</li> </ul> <p>(2) 運用基準からの算出では、「1(4)主として販売する物品の種類に記載した販売品目」と整合がとれているかどうか確認してください。</p>
(4) 従業員用駐輪場の収容台数	算出根拠のある場合、必要に応じて根拠を記載してください。
(5) 駐輪場の構造、大きさ及び面積	<p>(1) 駐輪場の構造(平面式、立体式、機械式等)、課金の有無を記載してください。</p> <p>(2) 駐輪場全体及び駐輪場ごと、1台あたりの寸法と総面積を記載してください。</p> <p>(3) 自転車1台あたりの大きさは、幅0.5m以上、奥行き2m以上を確保してください。また、原動機付き自転車1台あたり大きさは、安全に入出庫できる幅、奥行きを確保してください。</p>
(6) 駐輪場の管理体制、駐輪場の利用可能時間	<p>(1) 営業時間内と営業時間外の管理方法を具体的に記載してください。</p> <p>(2) 駐輪場の利用可能時間は、開店時刻から閉店時刻までとしてください。</p> <p>(3) 整理員の配置等、管理体制について具体的に記載してください。</p>
(7) 自動二輪車等駐車場の収容台数	
(8) 必要自動二輪車等駐車場の算出根拠	横浜市駐車場条例による計算例を記載してください。
(9) 自動二輪車等駐車場の大きさ及び面積	<p>(1) 駐車場全体及び自動二輪車1台あたりの寸法と面積を記載してください。</p> <p>(2) 自動二輪車1台あたり大きさは、安全に入出庫できる幅、奥行きを確保してください。</p>
(10) 自動二輪車等駐車場の管理体制、駐車場の利用可能時間	<p>(1) 営業時間内と営業時間外の管理方法を具体的に記載してください。</p> <p>(2) 駐輪場の利用可能時間は、開店時刻から閉店時刻までとしてください。</p> <p>(3) 整理員の配置等、管理体制について具体的に記載してください。</p>
(11) 図面	「図面〇〇〇〇」と記載してください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場配置図[施行規則第3条第1項第2号]</li> <li>・自動二輪車等駐車場配置図</li> </ul>	



## 6 荷さばき施設の整備・運営計画に関する配慮事項

(1) 設置者としての、荷さばき施設の整備・運営計画の策定に係る基本姿勢

- ・荷さばき施設の運営にあたっては、適切な運行計画に基づき、荷さばき車両を特定時間帯に集中させず、周辺の路上で待機車両が発生しないように配慮します。
- ・荷さばき作業時に発生する騒音が周辺住民の生活環境に悪影響を与えないように配慮します。
- ・通学時間帯（午前7時30分～午前8時30分）については、荷さばきをしない計画とします。
- ・周辺の交通状況、道路状況に鑑みて適切な運行経路、運行時間帯を設定します。
- ・また、搬入時は従業員等による歩行者や来客車両との交錯防止の安全確認を実施します。
- ・荷さばき車両の空ぶかしやアイドリングの禁止の徹底に努めます。

記載項目	記載上の留意事項
(2) 荷さばき施設の面積[施行規則第3条第1項第3号]	(1) 単位は平方メートルとし、小数点第三位を四捨五入して小数点第二位までを記載してください。 (2) あわせて次の事項を記載してください。 ア 荷さばき施設の大きさ及び構造 イ 同時作業可能台数 ウ 車両の大きさ エ 待機スペースの大きさ及び待機可能台数 オ 専用出入口の有無
(3) 必要荷さばき施設の算出根拠	横浜市駐車場条例による算出結果を記載してください。
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 [施行規則第3条第2項第4号]	荷さばき施設が複数あり、荷さばきを行うことができる時間帯が異なる場合は、それぞれの施設ごとに時間帯を記載してください。
(5) 搬出入車両の大きさ、平均荷さばき時間及び及び台数[施行規則第4条第1項第7号]	搬出入車両の大きさ別に、搬出入時間及び平均荷さばき時間、各搬出入時間ごとの車両数とその合計車両数を記載してください。
(6) 荷さばき施設配置図[施行規則第3条第1項第3号]	「図面〇 〇〇〇図」と記載してください。

## 7 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

(1) 設置者としての、歩行者の通行の利便に対する配慮に係る基本姿勢

- ・駐車場内に歩行者通路や横断歩道を設け、周辺の円滑な交通及び歩行者の安全確保に努めます。

記載項目	記載上の留意事項
(2) 一般に開放している空地の位置	公開空地や歩道状空地を設ける場合「敷地〇側に公開空地・歩道状空地（幅〇m）を確保します。」と記載し、建物配置図に位置及び幅員を明記してください。
(3) 歩行者通路の位置及び構造	(1) 「図面〇 〇〇〇図のとおり」と記載し、建物配置図に歩行者通路の位置を明記してください。 (2) 夜間照明設備を設置する場合、その位置及び照射方向についても建物配置図に明記してください

8 経路の設定及び来客や事業者がその施設に到着するまでの適切な手段について	
(1) 経路の設定等に関する配慮事項[施行規則第4条第1項第6号] <ul style="list-style-type: none"> <li>・経路の設定にあたっては、駐車場へ左折の入出庫を原則として、各方面から幹線道路、歩道のある道路、及び路線バスが通行する道路のうち、来客者が最も負担のなく安全に走行でき最短となるよう選定しています。</li> <li>・駐車場の出入口に交通整理員を配置し、入出庫時の交通安全を確保するとともに、円滑な入出庫を促し渋滞発生の防止に努めます。</li> <li>・来客に左折の入出庫、住宅地など静穏な環境が求められる道路の回避を周知するため、ホームページ、販促チラシ、及び店内に来来店経路図を掲載し来客へ働きかけます。</li> <li>・店舗周辺の経路の設定した道路では、住宅地など静穏な環境が求められる道路の通行を回避するため、交通整理員の配置や案内表示の設置を行います。</li> <li>・必要に応じ駐車場出口においても経路案内の看板を設置します。</li> </ul>	
記載項目	記載上の留意事項
(2) 交通整理員の配置について	実施日、配置場所、人数等を記載してください。
(3) その他交通対策に係る配慮事項	公共交通機関との連携等の対策を予定している場合、その内容を具体的に記載してください。
(4) 案内経路図[施行規則第4条第1項第6号]	「図面〇 〇〇〇図」と記載してください。

9 防犯・防災対策への協力	
記載項目	記載上の留意事項
(1) 防犯・青少年の非行防止に係る対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・死角をできるだけ作らない商品陳列を心掛けます。また、店内の適切な位置に防犯カメラを設置します。</li> <li>・深夜における青少年の非行防止への一助として、駐車場利用時間外は駐車場出入口で施錠を行うとともに、駐車場等での適切な照明の設置や機械警備を実施します。</li> </ul>	
(2) 本市「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」の締結について	協定の有無を記載してください。協定がない場合は、締結の検討状況を記載してください。
(3) その他災害時における地域への具体的貢献策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体より協力要請がある場合は対応を検討します。</li> </ul>	

10 騒音の発生に対する対策	
(1) 設置者としての、騒音問題への対応に係る基本姿勢 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の配置や構造の決定に際しては、騒音の発生の防止又は緩和の視点からの配慮を念頭において、行っています。具体的には当該店舗より発生する騒音によって周辺環境に悪影響を与えないよう、施設配置、店舗運営について十分な配慮を行います。</li> <li>・実際の運営においても、周辺環境への静穏意識をもって騒音発生の抑制に配慮して参ります。</li> </ul>	
(2) 荷さばき作業関連の騒音対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかな荷さばき作業ができるよう施設の管理を徹底します。</li> <li>・施設配置の最適化により、効率のよい作業を行い、所要時間の短縮を心がけます。</li> <li>・荷さばき車両のアイドリングの禁止、作業員への騒音防止意識の徹底に努めます。</li> </ul>	
記載項目	記載上の留意事項
(3) BGM等の営業宣伝活動の有無及び内容	使用時間帯、拡声器の容量、位置、具体的な騒音対策を記載してください。
(4) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器等に不具合等が生じた場合には、適切に対応します。</li> <li>・設備機器については、定期点検を実施し経年劣化による騒音発生の防止に努めます。</li> </ul>	
(5) 駐車場からの騒音対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低速走行、アイドリング・ストップ等静穏を呼びかける看板を設置します。</li> </ul>	

- ・（夜間制限ありの場合）〇〇時から〇〇時まで駐車場の一部で利用制限を行います。このため、利用制限を開始する〇〇時〇〇分から入庫の停止を行います。
- （6）廃棄物収集作業等に伴う騒音対策
- ・速やかな廃棄物収集作業ができるよう施設の管理を徹底します。
- ・廃棄物収集車両のアイドリングの禁止、作業人員への騒音防止意識の徹底に努めます。

記載項目	記載上の留意事項
(7) 遮音壁等の位置及び高さ[施行規則第4条第1項第8号]	(1) 遮音壁等の高さ、厚さ、材質及び構造を記載してください。 (2) 建物配置図及び各階平面図に遮音壁の位置及び高さを明記してください。 (3) 設置する遮音壁等のカタログを添付してください。
(8) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼働時間及び位置[施行規則第4条第1項第9号]	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼働時間を設備機器ごとに記載してください。位置は、「図面〇 〇〇〇図のとおり」と記載してください。
(9) 予測位置の選定について	各予測地点について、選定理由、位置、高さ（地盤面からの高さ、基準点からの高さ）予測地点の概況、最も影響を及ぼす騒音源（設備機器の名称）について記載してください。
(10) 等価騒音レベルの予測結果及び評価[施行規則第4条第1項第10号]	予測結果を示すとともに、予測結果が「騒音についての環境基準」（平成10年9月環境庁告示）に適合するか否かを評価してください。
(11) 夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及び評価[施行規則第4条第1項第11号]	予測結果を示すとともに、予測結果が「騒音規制法における夜間の規制基準値」（本市においては横浜市長が定めます）に適合するか否かを評価してください。

11 廃棄物等の保管施設の配置及び運営計画並びに廃棄物減量化及びリサイクル等への取組	
<p>(1) 廃棄物等の保管施設の配置及び運営計画に関する配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の生活環境の保持の観点から、廃棄物等の発生抑制に努めるとともに、生じた場合は、法令に即し、品目ごとに分別してリサイクルに取り組みます。</li> <li>・保管等は飛散及び流出の防止や悪臭が生じないように適切に運営管理します。また、廃棄物保管施設の容量について、大店立地法指針及び横浜市の指導基準に基づいた排出予測量以上に保管施設の容量・面積を確保します。</li> </ul>	
記載項目	記載上の留意事項
(2) 廃棄物等の保管施設の容量[施行規則第3条第1項第4号]	<p>(1) 単位は立方メートルとし小数点第三位を四捨五入して小数点第二位までを記載してください。</p> <p>(2) 廃棄物の保管施設の容量、再利用対象物（リサイクル品等）の保管施設の容量、複合施設において当該小売店舗以外の施設と保管施設が同一の場合、保管施設全体の容量及び当該小売店舗分に相当する保管施設の容量を記載してください。</p>
(3) 廃棄物等保管施設配置図[施行規則第3条第1項第4号]	「図面〇 〇〇〇図」と記載し、廃棄物の保管施設、再利用対象物（リサイクル品等）の保管施設のそれぞれについて、配置図に明記し、保管場所の拡大図も添付してください。
(4) 廃棄物等の保管施設の容量を算出するための排出量等の予測の結果及び算出根拠[施行規則第4条第1項第12号]	業態別、廃棄物等の種類別に予測を行ってください。なお複合施設において当該小売店舗以外の施設と保管施設が同一の場合、当該小売店舗以外の施設に係る廃棄物等の保管施設の容量を算出するための排出量等の予測の結果及び算出根拠についても記載してください。
(5) 廃棄物等の運搬・処理計画	分別する廃棄物（例えば、生ごみ、紙ごみ等、古紙（段ボール等）、ペットボトル、空き缶、空きびん、発泡スチロール、粗大ごみ等）の種類ごとに、敷地内・敷地外処理の区分、敷地内処理については処理計画（処理方法等）、敷地外処理については運搬計画（運搬予定業者、運搬頻度等）を記載してください。
(6) 食品加工場等の設置及び運営計画（食品加工場等を設置する場合）	<p>次の事項を記載してください。</p> <p>ア 面積及び配置（配置は「図面〇 〇〇〇図のとおり」と記載し、建物配置図又は各階平面図に位置を明記してください。）</p> <p>イ 作業内容</p> <p>ウ 環境対策の内容（悪臭、汚水対策等）</p>
<p>(7) 廃棄物減量化及びリサイクル等に関する配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市条例に基づき廃棄物管理責任者を選出し、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を推進します。</li> <li>・廃棄物の発生抑制に努め、再利用できるものは再利用し、生じた場合は品目ごとの分別を徹底し、減量化及び資源化を行います。</li> <li>・廃棄物管理責任者はテナントに対しても、廃棄物の発生抑制や分別・減量化の指導を徹底させます。</li> <li>・食品リサイクル法に基づき、食品残さの資源化を行います。</li> <li>・家電リサイクル法に基づき、対象廃家電は法に沿って処理を行います。</li> <li>・再生紙・再生品を優先的に使用します。</li> <li>・横浜市の施策である「ヨコハマ3R夢！」の取組を推進します。</li> <li>・「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」での取組を推進します。</li> </ul>	

12 街並みづくり等への配慮に関する事項	
(1) 景観その他街並みづくりに係る配慮事項 ・条例などに基づいた建物計画としています。 ・周辺環境に配慮した建物景観としています。 ・景観図パース図を作成した場合は、「図面〇 〇〇〇図のとおり」と記載してください。	
記載項目	記載上の留意事項
(2) 屋外照明・広告塔照明の配置及び点灯計画	屋外照明灯、広告塔照明の配置、方向、照度、点灯時間について記載してください。
(3) 光害対策 ・周辺に悪影響を及ぼさぬよう照明器具の照射方向、照明の強さについて十分配慮します。 ・サーチライトや光源が点滅する照明は使用しません。 ・環境省作成の「光害対策ガイドライン」を遵守します。 ・近隣から光害の指摘を受けた場合、誠意を持って対応します。	

13 その他周辺地域の生活環境への配慮に係る特記事項
周辺の生活環境について、当該店舗によって悪影響を与えないよう、施設計画、店舗運営を行います。また近隣からの苦情が発生した場合には誠意を持って対応します。

14 本市関係局課との協議及び手続の状況	
記載項目	記載上の留意事項
(1) 協議状況	協議先、協議日時、協議内容及び協議結果を記載してください。
(2) 関係法令等の手続き状況	開発調整条例、中高層条例、駐車場条例など関係する法令の手続き時期を記載してください。

15 交通管理者その他関係行政機関との協議状況	
記載項目	記載上の留意事項
	協議先、協議日時、協議内容及び協議結果を記載してください。

16 説明計画書記載事項比較表【法第6条第2項の届出のみ】	
記載項目	記載上の留意事項
	記載項目3から12までで変更の有無を記載し、変更が無い項目は、既届出の年月日を記載してください。

17 届出事項比較表【法第6条第2項の届出のみ】	
記載項目	記載上の留意事項
	届出事項の変更前、変更後、既届出の年月日を記載してください。

#### 4 交通・騒音・光害対策の評価資料について

A 交通の予測評価資料	
記載項目	記載上の留意事項
	<p>(1) 現状の交通量調査            経路上で調査箇所（交差点）を選定し、当該交差点の全方向において普通車、大型車、歩行者別に次の事項を調査してください。また調査箇所を周辺見取図に明示してください。</p> <p>ア 調査日時、天候            イ 案内経路の時間帯別通過交通量（平日休日別1時間ごと）            ウ 駐車場出入口での時間帯別歩行者・自転車通過数（予定営業時間）            エ 経路上の交差点の信号現示（右左折青矢、歩行者信号等を含む）            オ 踏切の遮断状況（経路上及び店舗周辺道路に鉄道踏切がある場合）            カ 道路の構造、車線数、幅員、歩道の有無</p> <p>(2) 来店車両台数及び方向別            店舗から発生集中する来店台数と、方向別の来店車両台数、及びその根拠を記載してください。</p> <p>(3) 案内経路の時間当たりの交通量（平日休日別・駐車場利用可能時間帯）            現況交通量に来店来場車両数を加算することにより開店後の交差点での、渋滞の見込みの推定、交差点需要率、混雑度等により交通予測を行ってください。なお、信号のない交差点においては、西ドイツ式等で予測評価してください。</p>

B 騒音の予測評価資料	
記載項目	記載上の留意事項
	<p>(1) 等価騒音レベルの予測[施行規則第4条第1項第10号]            次の項目に従い等価騒音レベルの予測を行ってください。</p> <p>ア 騒音の種類</p> <p>①発生が予測される騒音について、それぞれ次の種類に従って分類し、発生源名及び騒音継続時間又は騒音発生回数を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定常騒音（冷却塔、冷暖房設備の室外機、給排気口、キュービクル等から発生する騒音）</li> <li>・変動騒音（来客車両の走行音及び搬出入車両等の走行音、後進警報ブザー、廃棄物収集作業の騒音、BGM・アナウンス等営業宣伝放送等）</li> <li>・衝撃騒音（荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音、来客車両及び搬出入庫車両等のエンジン始動音、ドア開閉音等）</li> </ul> <p>②各騒音発生源について、騒音レベル（メーカーから数値が提示されている場合はその数値）、騒音対策についてもあわせて記載してください。</p> <p>③自動車走行騒音の予測を行う場合には、常に「ASJ Model 最新版」を参照してください。</p> <p>イ 予測地点</p> <p>①店舗建物の周囲4方向において立地している（立地可能な）住居・事業所等の屋外において、各方向で騒音影響が最も大きい位置を選定し建物配置図に図示してください。</p> <p>②高層住宅等が隣接している場合には、遮音壁の効果の有無、住居等への影響を考慮した高さでの予測をしてください。</p> <p>ウ 予測結果及び評価            予測結果が「騒音についての環境基準」（平成10年9月環境庁告示）に適合するか否かを評価してください。</p>

	<p>エ 予測計算方法</p> <p>上記の予測の方法（根拠、シミュレーションによる予測の場合はシミュレーションソフト名等）を記載してください。</p> <p>(2) 夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測[施行規則第4条第1項第11号]</p> <p>次の項目に従い騒音レベルの最大値の予測を行ってください。</p> <p>ア 騒音の種類</p> <p>①発生が予測される騒音について、それぞれ次の種類に従って分類し、発生源名及び騒音継続時間又は騒音発生回数を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定常騒音（冷却塔、冷暖房設備の室外機、給排気口、キュービクル等から発生する騒音）</li> <li>・変動騒音（来客車両の走行音及び搬出入車両等の走行音、後進警報ブザー、廃棄物収集作業の騒音、BGM・アナウンス等営業宣伝放送等）</li> <li>・衝撃騒音（荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音、来客車両及び搬出入庫車両等のエンジン始動音、ドア開閉音等）</li> </ul> <p>②各騒音発生源について、騒音レベル（メーカーから数値が提示されている場合はその数値）、騒音対策についてもあわせて記載してください。</p> <p>③自動車走行騒音の予測を行う場合には、常に「ASJModel 最新版」を参照してください。</p> <p>イ 予測地点</p> <p>①大規模小売店舗の敷地の境界線とし、店舗建物の周囲4方向のうち各方向で騒音影響が最も大きい位置を選定し建物配置図に図示してください。</p> <p>②高層住宅等が隣接している場合には、遮音壁の効果の有無、住居等への影響も考慮した高さで予測をしてください。</p> <p>③定常騒音については、高層住宅等の隣接に関係なく、機器の設置高さを考慮した予測もしてください。</p> <p>ウ 予測結果及び評価</p> <p>①平均的な状況を呈する日において、定常騒音の場合は「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測してください。</p> <p>②定常騒音については、予測地点ごとに合成した値も算出し記載してください。</p> <p>③予測結果が「騒音規制法における夜間の規制基準値」（本市においては横浜市長が定めます）に適合するか否かを評価してください。</p> <p>エ 予測計算方法</p> <p>上記の予測の方法（根拠、シミュレーションによる予測の場合はシミュレーションソフト名等）を記載してください。</p>
--	---

C 光害対策の評価資料	
記載項目	記載上の留意事項
	<p>(1) 建物外に設置する照明について、環境省作成「光害対策ガイドライン（令和3年3月改訂版）」に沿った照明を選定しているか、確認してください。</p> <p>(2) 「光害対策チェックシート」を記入し、照明計画図、立面図を添付してください。</p>

## 5 図面の作成方法（別表2）

図面の種類	作成要領
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 図面には必ず縮尺、スケールバー、方位、凡例を明記すること。</li> <li>2 図面のタイトルは、用紙の右上、又は右下に設けること。また変更届の場合は、タイトルに「変更前」「変更後」の表記をすること。</li> <li>3 1枚の図面にまとめると記載項目が見つらなくなる場合には、複数の図面に分けて記載すること。この場合、各図面の縮尺は統一すること。</li> <li>4 一つの記載項目に係る情報を複数箇所に分散して記載する場合、それぞれに番号を付して説明書等の本文と対照できるように表現すること。</li> <li>5 駐車場配置図、駐輪場配置図、荷さばき施設配置図に明示すべき事項を、建物配置図又は各階平面図に明示することができる場合は、駐車場配置図、駐輪場配置図、荷さばき施設配置図の作成を省略することができる。</li> </ol>
1 広域見取図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 縮尺は1/25,000程度とすること。</li> <li>2 店舗の所在地のを中心に、周囲3～5kmの範囲を含み、周辺の鉄道、道路がわかるよう表現すること。</li> <li>3 敷地の範囲を明示すること。</li> <li>4 必要駐車台数の算出根拠に想定商圈等を用いる場合、その範囲を明示すること。</li> <li>5 経産省の指針に基づく最寄り駅を明示すること。</li> </ol>
2 周辺見取図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 縮尺は1/1,500から1/2,500程度とすること。</li> <li>2 記載項目がカバーできる範囲のものを用意すること。</li> <li>3 当該大規模小売店舗の敷地境界及び建物の位置を記載すること。</li> <li>4 隔地駐車場等、当該店舗の敷地外に附属施設を設置する場合、その位置についても記載すること。</li> <li>5 来店車両の入口、退店車両の出口、荷さばき等の車両の入口、出口の位置を記載すること。</li> <li>6 店舗敷地周辺の道路及び駐車場の出入口が接する道路の状況をきさいすること。</li> </ol>
3 建物配置図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 縮尺は1/200から1/500程度とすること。</li> <li>2 記載項目がカバーできる範囲のものを用意すること。</li> <li>3 当該大規模小売店舗の敷地境界及び建物の位置を記載すること。</li> <li>4 法の規定による「店舗面積」に算入される範囲を明示し、面積（数値）を記載すること。</li> <li>5 小売店舗以外の用途に供する部分についても範囲を明示し、面積（数値）を記載すること。</li> <li>6 店舗計画について、次を図面に明示すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動二輪駐車場の位置</li> <li>・自動二輪駐車場の出入口の位置（ただし、来店車両の出入口の位置と同じ場合は省略すること）</li> <li>・一般に開放している空地の位置</li> <li>・歩行者通路の位置</li> <li>・建物の入口</li> <li>・夜間照明設備の設置場所及び照射方向</li> <li>・食品加工場等の位置</li> <li>・屋外照明・広告塔照明の位置及び照射方向</li> <li>・緑化位置</li> </ul> </li> <li>7 店舗周辺の道路状況について、次を図面に明示すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗敷地周辺、駐車場の出入口が接する道路の状況（幅員、車線数、歩道・横断歩道・鉄道踏切の有無、出入口が接する道路の縦断勾配等）</li> <li>・店舗敷地周辺、駐車場の出入口が接する道路の信号の位置</li> <li>・店舗敷地周辺、駐車場の出入口が接する道路の交通規制状況（速度、一方通行、指定方向外進行禁止等）</li> <li>・通学路の有無</li> <li>・バス停の位置</li> </ul> </li> <li>8 店舗の敷地外に駐車場その他附属施設等を設置する場合、当該附属施設等を明示した配置図又は平面図を作成すること。</li> </ol>
4 各階平面図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記の「3 建物配置図」とおなじ</li> <li>2 駐車場その他附属施設等が設置される階は、全ての階について作成すること。</li> </ol>
5 立面図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 縮尺は1/200から1/500程度とすること</li> <li>2 東西南北の各面について用意すること。</li> <li>3 建物1階の地盤面を基準として各階の高さと最高高さを明示すること。</li> <li>4 建物の開口部やルーバー部分は、壁面との違いが分かるよう着色等で表現すること。</li> </ol>
6 駐車場配置図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 縮尺は1/200から1/500程度とすること。</li> </ol>



	<p>2 次について図面に明示すること。（駐車場の構造等については、「8 駐車場チェックシート」を確認すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の位置</li> <li>・来店車両の出入口の位置（各出口から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さで、道路中心線に直角に向かって左右60度以上見渡せ、歩行者等が視認できることの図示含む）</li> <li>・駐車待ちスペースの位置</li> <li>・敷地内及び駐車場内における交通整理員の配置場所</li> <li>・敷地内及び駐車場内の入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の動線</li> <li>・敷地内及び駐車場内の車路の位置及び幅員</li> <li>・敷地内及び駐車場内の歩行者用通路の位置</li> <li>・駐車マス区画線</li> <li>・敷地内車路の屈曲部回転半径（※1・※2）及び勾配</li> <li>・避難階段の位置（※1）</li> <li>・換気に関する計画（※1）</li> <li>・照明に関する計画（※1）</li> <li>・来客の駐車場と業務用駐車場、その他施設来場者用駐車場（複合施設の場合）の区分</li> <li>・出入口のブース、ゲート等の位置</li> <li>・特殊の装置（機械式駐車設備）を用いる場合は、大臣認定書（認定条件含む）の写し等（別紙可）</li> </ul> <p>※1 建築物以外の駐車場（いわゆる青空駐車場）の場合を除く。  ※2 回転半径は、内法5メートルに必要最低車路幅員（相互通行：5.5メートル、一方通行：3.5メートル）を加えたものを半径とする。</p> <p>3 隔地駐車場についても、前述の1及び2に基づき作成すること。</p> <p>4 駐車場総収容台数全てについて、前述の1から3を建物配置図又は各階平面図に明示した場合は駐車場配置図の作成を要しない。</p>
7 案内経路図	<p>1 縮尺は1/5,000程度とすること。</p> <p>2 土地利用計画又は地形図に、次を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りの幹線道路からの案内経路</li> <li>・案内経路上及び周辺の道路の状況（幅員、車線数、歩道・交通規制・鉄道踏切の有無等）</li> <li>・案内経路上及び周辺の道路の信号の位置</li> <li>・案内経路上及び周辺の道路の交通規制状況（速度、一方通行、指定方向外進行禁止等）</li> <li>・学校、幼稚園など学校教育施設</li> <li>・案内経路上及び周辺の道路の通学路設定の有無</li> <li>・バス停の位置</li> <li>・公園、河川など公共施設の位置</li> <li>・小学校、幼稚園、保育所など児童等関連施設の位置</li> <li>・交通量調査実施地点</li> <li>・搬出入車両の運行経路</li> </ul>
8 駐輪場配置図	<p>1 縮尺は1/200から1/500程度とすること。</p> <p>2 次について図面に明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の位置</li> <li>・駐輪場の出入口の位置</li> <li>・来客の駐輪場と従業員用駐輪場、その他施設来場者用駐輪場の区別</li> </ul> <p>3 隔地の駐輪場がある場合は、上記1、2に基づき作成すること。</p> <p>4 駐輪場総収容台数全てについて、上記1から3を建物配置図又は各階平面図に明示した場合は駐輪場配置図の作成を要しない。</p>
9 荷さばき施設配置図	<p>1 縮尺は1/200から1/500程度とすること。</p> <p>2 次について図面に明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき施設の位置</li> <li>・荷さばき車両の出入口の位置</li> <li>・搬入車両進入路</li> <li>・待機スペースの位置</li> </ul> <p>3 荷さばき施設について、上記1、2を建物配置図又は各階平面図に明示した場合は、荷さばき施設配置図の作成を要しない。</p>
10 廃棄物等保管施設配置図	<p>1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づく保管場所の届出に添付した図面とすること。</p> <p>2 建物平面図、各階平面図に以下を明示すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物保管施設の位置、容量</li> <li>・廃棄物収集車両の出入口の位置及び、廃棄物収集車両が収集作業のため停車する場所（ただし出入口の位置、停車する場所が荷さばき車両と同じ場合は、明示不要。）</li> </ul>
11 騒音配置図	<p>1 縮尺1/200から1/500程度の建物平面図と各階平面図に、下記の事項を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮音壁の位置及び高さ</li> <li>・拡声器の設置場所</li> <li>・冷却塔・冷暖房設備の室外機又は送風機の設置場所</li> <li>・店舗周囲4方向の等価騒音レベル予測における騒音影響の最も大きい位置</li> <li>・店舗周囲4方向の騒音レベル最大値予測における騒音影響の最も大きい位置</li> <li>・来店車両走行音及び荷さばき車両の走行音の音源</li> <li>・来店車両及び荷さばき車両等のドア開閉音エンジン始動音</li> <li>・荷さばき作業音等</li> <li>・予測計算で用いた座標（水平方向及び垂直方向）の基準点</li> <li>・各階の高さ</li> <li>・予測位置における地盤面の高さ</li> <li>・建物の敷地及び周辺の土地の地盤面の高さ</li> </ul>
12 当該建築物及び広告物の形態、意匠、色彩等外観について図面	<p>1 建物完成予想図等外観のデザインが分かるよう着色すること。</p>

6 図面の色彩について（別表3）

対象	凡例	線				図形内塗りつぶし					
		色	カラーコード (RGB)			太さ	色	カラーコード (RGB)			透過度
			赤 (R)	緑 (G)	青 (B)			赤 (R)	緑 (G)	青 (B)	
物販店舗		赤	255	0	0	3.5pt	赤	255	0	0	70%
非物販店舗		黄色	255	255	0	3.5pt	黄色	255	255	0	70%
駐車場		青	0	112	192	3.5pt	青	0	112	192	70%
自動二輪車 駐車場		紫	112	48	160	3.5pt	紫	112	48	160	70%
駐輪場		水色	0	255	255	3.5pt	水色	0	255	255	70%
荷さばき施設		オレンジ	247	150	70	3.5pt	オレンジ	247	150	70	70%
廃棄物等 保管施設		茶	102	51	0	3.5pt	茶	102	51	0	70%
緑地		緑	51	153	102	3.5pt	緑	51	153	102	70%
歩行者出入口		黄緑	0	255	0	3.5pt	—	—	—	—	—
騒音発生源 (吸排気口)		—	—	—	—	—	紫	112	48	160	100%
騒音発生源 (空調室外機)		—	—	—	—	—	水色	0	204	255	100%
騒音発生源 (冷凍機室外機)		—	—	—	—	—	緑	51	153	102	100%
騒音発生源 (キュービクル)		—	—	—	—	—	赤	255	0	0	100%
騒音発生源 (駐車場(エンジン音、ドア開閉音))		黒	0	0	0	0.5pt	黄色	255	255	0	100%
騒音発生源 (駐車場等(車両走行音))		黒	0	0	0	3%	白	255	255	255	100%
騒音発生源 (大型車両騒音(走行音・行進ブザー・エンジン始動音・ドア開閉音など))		黒	0	0	0	0.5pt	赤	255	0	0	100%
騒音発生源 (ブザー音)		黒	0	0	0	0.5pt	オレンジ	247	250	70	100%
騒音発生源 (BGM音)		—	—	—	—	—	紺	0	0	204	100%
予測地点		黒	0	0	0	1.0pt	黄色	255	255	0	100%
入口		紺	0	0	204	5.0pt	—	—	—	—	—
出口		赤	255	0	0	5.0pt	—	—	—	—	—
荷さばき出入口		オレンジ	247	150	70	5.0pt	—	—	—	—	—
来店経路		紺	0	0	204	3.5pt	—	—	—	—	—
退店経路		赤	255	0	0	3.5pt	—	—	—	—	—

## 7 大規模小売店舗の施設の配置に関する基本的事項の記載方法について

### 大規模小売店舗の施設の配置に関する基本的事項 (地域地区・都市施設・地区計画等)の記載方法について

#### 1 主な記載項目

- ・計画敷地に合わせて項目を選定して下さい。
- ・記載項目とその内容については、「横浜市行政地図情報提供システム iマッピャー」を参考に記載してください。

#### ●大規模小売店舗出店（変更）計画事前説明書

#### 2.大規模小売店舗の施設の配置に関する基本的事項

##### (2)地域地区・都市施設・地区計画等

主な地域地区	用途地域	○○○○地域
	建蔽率	○○%
	容積率	○○%
	高度地区（最高限or最低限）	第○種高度地区
	防火・準防火地域	防火地域or準防火地域or防火指定なし
	高度利用地区	○○○
	駐車場整備地区	○○○
	緑化地域	○○○
	風致地区	○○○
	臨港地区	○○○
	○○○	○○○
主な都市施設	都市計画道路	○・○・○号 ○○○線（整備済）
	都市高速鉄道	第○号○○○
	都市計画公園	○・○・○号 ○○公園
	○○○	○○○
その他	土地区画整理事業	○○○
	市街地再開発事業	○○○
	地区計画	○○○
	宅地造成工事規制区域	○○○
	駐車場条例の附置義務区域	○○○
	景観計画	○○○
	街づくり協議地区等	○○○
	都市景観協議地区	○○○
	大規模土地取引の事前届出地域	○○○
	建築協定区域・隣接地等	○○○
	○○○	○○○

## 2 主な記載方法

- (1) 「主な地域地区」、「その他」について該当項目が無い場合は、「—」や「なし」と記載せず、行を削除してください。
- (2) 第1種及び第2種低層住居専用地域の場合は、行を追加し、「敷地面積最低限度」「建築物の高さの限度」を記載してください。
- (3) 複数の用途地域に計画地がかかる場合は列を追加し、それぞれの項目について記載してください。
- (4) 「主な都市施設」には、計画地と重複するか、接する都市施設のみを記載してください。  
「主な都市施設」に該当項目が無い場合は、行を削除せず以下の通り記載してください。
- (5) 「主な都市施設」の都市計画道路については、iマップーにおいて、「都市計画事業認可（都市施設）状況及び都市計画道路整備状況」の欄に「整備済」と表記がある場合は、○・○・○号 ○○○線（整備済）と記載してください。  
なお、「未整備」と表記がある場合は○・○・○号 ○○○線のみとしてください。
- (6) 「その他」の景観計画については、iマップーで「景観計画（全市域）」と表記される場合は記載不要です。

記載例①

主な地域地区	用途地域	準工業地域	第1種低層住居専用地域
	建蔽率	70%	40%
	容積率	150%	70%
	敷地面積最低限度	—	120㎡
	建築物の高さの限度	—	10m
	高度地区（最高限）	第5種高度地区	第1種高度地区
	防火・準防火地域	準防火地域	防火指定なし
主な都市施設	都市計画道路	3・3・26号 川崎町田線（整備済）	
	都市計画公園	3・2・302号 戸部公園	
その他	宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域	

記載例②

主な地域地区	用途地域	第1種住居地域
	建蔽率	60%
	容積率	200%
	高度地区（最高限）	第4種高度地区
	防火・準防火地域	準防火地域
主な都市施設	—	—
その他	景観計画	景観推進地区：山手地区元町特定地区
	都市景観協議地区	山手地区元町特定地区

（記載内容は参考であり、実際に記載内容に該当する敷地はございません。）

路外駐車場の届出図書チェックシート [1] …必ず記入してください。

<p><b>駐車場の名前</b></p>		<p><b>チェックシート作成者</b> (お名前、連絡先、法人の方は部署名も記載してください。) 電話( ) -</p>
<p><b>添付図書</b></p> <p>※ 右の「技術的基準」の各項目を満たしていることを表示した図面を添付して、レ点チェックしてください。</p> <p><b>必須</b></p> <p><input type="checkbox"/> 地形図(案内図) 1/10000以上</p> <p><input type="checkbox"/> 平面図 1/200以上</p>	<p><b>技術的基準</b></p> <p>出入口(施行令第7条)</p> <p>※ 次の各項目の基準を満たしていることを確認して、レ点チェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 交差点の側端から5mを超えているか(国土交通大臣が認めたものを除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 道路の曲がり角から5mを超えているか</p> <p><input type="checkbox"/> 横断歩道、自転車横断帯の側端から前後5mを越えているか</p> <p><input type="checkbox"/> トンネルに設けていないか(国土交通大臣が認めたものを除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 安全地帯の範囲から前後10mを超えているか</p> <p><input type="checkbox"/> バスの停留所、標示柱、標示板から10mを超えているか</p> <p><input type="checkbox"/> 踏切の側端から前後10mを超えているか</p> <p><input type="checkbox"/> 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けていないか</p> <p><input type="checkbox"/> 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5mを超えているか</p> <p><input type="checkbox"/> 小学校、言学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20mを超えているか</p> <p><input type="checkbox"/> 橋に設けていないか(国土交通大臣が認めたものを除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 前面道路の幅員が6m以上か ( m)</p> <p><input type="checkbox"/> 前面道路の縦断勾配が10%以下か ( %)</p> <p><input type="checkbox"/> 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けているか(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがある時などを除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 駐車スペースが6,000平方メートル以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上あるか(前面道路に中央分離帯等がある場合を除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車の出入りに伴う回転を容易にするため、必要がある場合、1.5m以上の間切りがあるか</p> <p><input type="checkbox"/> 出口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上1.4mの高さで、道路中心線に直角に向かって左右60度以上見渡せ、歩行者等確認できるか(図1 参照) ※ <b>自動二輪車専用駐車場</b>は、【】内の数値とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 車路の幅員が相互通行は5.5m【3.5m】以上あるか、一方通行は3.5m【2.25m】以上(駐車料金の徴収施設が設置されており、歩行路の兼用しない箇所については2.75m【1.75m】以上)あるか</p> <p>※ <b>自動二輪車専用駐車場</b>は、【】内の数値とする。</p>	
<p>【自動二輪車専用駐車場】は大型及び普通自動二輪車専用の路外駐車場又はその部分のことです。</p>	<p>車路(施行令第8条)</p>	

路外駐車場の届出図書チェックシート [2] ……建築物の場合のみ記入してください【平成28年8月1日現在】

駐車場の名前

添付図書	技術的基準
<p>※ 右の「技術的基準」の各項目を満たしていることを表示した図書を添付して、レ点チェックしてください。</p>	<p>※ 次の各項目の基準を満たしていることを確認して、レ点チェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 駐車場の梁下高さ(配管、標識、照明等も含む有効高さ)が、車路では2.3m以上、車室では2.1m以上あるか (車路 m)(車室 m)</p> <p><input type="checkbox"/> 車路の屈曲部において、5.0m [3.0m] 以上の内のり半径を確保しているか (図2 参照)</p> <p>※ 自動二輪車専用駐車場は、【】内の数値とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 車路の傾斜部において、縦断勾配が17%以下で、粗面又は滑りにくい材料か ( % )</p>
<p><b>建築物の場合</b></p> <p><input type="checkbox"/> 各階平面図 換気装置、照明装置が基準を満たしていることを表示してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 2面以上の立面図</p> <p><input type="checkbox"/> 2面以上の断面図</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要な図面 いずれも1/200以上</p>	<p><input type="checkbox"/> 避難階段 (施行令第10条)</p> <p><input type="checkbox"/> 直接地上へ通ずる出口のない階には、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けているか</p> <p><input type="checkbox"/> 防火区画 (施行令第11条)</p> <p><input type="checkbox"/> 給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 換気装置 (施行令第12条)</p> <p><input type="checkbox"/> 駐車場内部の空気を床面積1㎡あたり毎時14㎡以上の換気能力があるか、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上あるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 照明装置 (施行令第13条)</p> <p><input type="checkbox"/> 車路の路面10ルックス以上、車室の床面2ルックス以上の照明装置を設けているか</p> <p><input type="checkbox"/> 警報装置 (施行令第14条)</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けているか</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の装置 (施行令第15条)</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の装置を用いる場合、大臣の認定があるか</p>
<p><b>特殊の装置が有る場合</b></p> <p><input type="checkbox"/> 大臣認定書(写し、別添含む) 特殊装置設置計画書</p>	

